



広報 こざがわ 2



雪景色の平井地区

特集

こざがわすくすく元気っ子 2~3ページ

こざがわすくすく元気う子

令和3年1月から12月に誕生した5名の赤ちゃんと、
ご家族からのメッセージを紹介します。



たほり つかさ
田堀 月彩ちゃん
(女の子)

きょうだい仲良く元気
にあそんでね♪



くほり せりな
久堀 芹奈ちゃん
(女の子)

生まれててくれて
ありがとう。元気に
育ってね。



どい はづき
土井 葉月ちゃん
(男の子)

すくすく元気に育ってね☆



くすはた めぐる
楠畑 環ちゃん
(男の子)

豊かな自然に囲まれて、
世界の“環境”を体感
しながら、のびのび健
やかに育ってね♪



なかむら だん
中村 弾ちゃん
(男の子)

「立ち上がる力」を大切に！

「子育て世代包括支援センター」を開設しています

妊娠や子育てには、悩みや不安、「どうすればいいの？」と思うことがあると思います。妊娠期から子育て期（18歳まで）を対象に、「妊娠・出産・子育てについて相談できる身近な場所」として、保健師がご相談に応じます。

必要に応じて他の専門職や関係機関のスタッフとも連携しながら子育て世代の皆さんを支援していきます。

おひとりで悩んでいることはありませんか？ぜひ、お気軽にご相談ください。



妊娠期 → 出産 → 産後 → 乳幼児期から18歳まで

◎古座川町役場 健康福祉課

- * 不妊治療費の助成
- * 母子健康手帳の交付
- * マタニティ教室
- * 妊婦健康診査費助成
- * 赤ちゃん訪問
- * 乳幼児健診、予防接種
- * 子どもの発達相談、育児相談

など

◎子育て世代包括支援センター (上記 健康福祉課が兼務)

関係機関と連携しながらご相談に応じます。

※相談方法：

電話相談・センター来所相談・訪問相談
(ご希望に応じた相談方法をお選びください)

◎古座川町役場 住民生活課

- * 児童手当・児童扶養手当
- * ベビーベッド貸出事業
- * チャイルドシート購入費助成
- * 子ども医療費助成

など

◎古座川町教育委員会

- | | |
|-----------|---------|
| * 出産祝い金 | * 保育所関係 |
| * 就学時健康診断 | * 学童保育所 |
| * 就学援助制度 | など |

◎古座川町 地域子育て支援センター

- * 平日開放
- * 親子交流会（月1回）
- * 絵本読み聞かせ
- * 育児講座
- など

医療機関・保健所・保育所
小中学校・助産所など



お問い合わせ先：「古座川町子育て世代包括支援センター」
★住所

〒649-4223 古座川町川口 254-1

「古座川町保健福祉センター」古座川町役場 健康福祉課内

★電話：0735-67-7112

★相談受付時間：平日（月～金）8:30～17:15
(土日祝日・年末年始はお休みです)

お知らせと情報



主な問い合わせ先

役場（総務課、住民生活課、地域振興課、建設課）

☎ 72-0180(代)

役場（健康福祉課）

☎ 67-7112

教育委員会（教育課）

☎ 72-3344

地域包括支援センター

☎ 67-7611

問……問い合わせ先

処理不適物の混入について

宝島クリーンセンターでは、町民の皆さまから排出された可燃ごみを焼却処理しています。しかしながら、焼却炉から排出される残渣（燃えかす）の中には、パイプ等の鉄製品や空き缶等の「処理不適物」が多く見受けられます。

特に、空き缶・空きビンの混入が目立ちます。これらのごみは不燃ごみですので、コンテナに入れて出してください。

串本町古座川町衛生施設事務組合からのお知らせ

患者送迎事業の開始

令和元年に民間の医療機関が閉院して以来、医療空白地域となつて高池地域を対象に、令和4年度から、通院における負担軽減と福祉の増進を図るため、明神診療所までの送迎事業を新たに実施します。

■事業内容

自宅から明神診療所までの送迎

■対象者（予定）

高池地域にお住いの方で、自動車を所有していない等の理由により医療機関への通院が困難な方

問 健康福祉課 健康班

■運行日程（予定）
平日（月～金）午前中
■その他
ご利用は予約制となります。

詳細は、後日対象地域にお住いの方へ回覧等にてお知らせします。

このようないくつかの施設が停止した場合、復旧への時間や費用がかかるだけでなく、日々のごみ収集にも大きな影響が出てしまいます。

問 住民生活課 住民班
又は、串本町古座川町衛生施設事務組合
☎ 07335-6717225



<混入していた処理不適物>空き缶、くわ、鉄パイプ、タイヤのホイールなどが混入していました。

ごみの正しい分別のお願い

ごみを出す際には「ごみ分別パンフレット」をご確認のうえ、ルールを守って出してください。

処分方法がわからないものがある場合はお手数ですが、役場住民生活課までお問い合わせいただきますようお願いします。

障害者手帳をお持ちの65歳以上75歳未満の方へ

65歳以上75歳未満の方で後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方は、申請により後期高齢者医療保険に加入することができます。

■一定の障害とは

- ・身体障害者手帳 1級～3級
- ・療育手帳 A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・1・2級に該当する方
- ・国民年金法等における障害年金1・2級に該当する方

■後期高齢者医療保険に加入すると

- 現在加入している健康保険（国民健康保険など）に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。ただし、世帯の状況や現在加入している健康保険によつては、必ずしも負担額が下がるわけではありませんので、詳細についてはお問い合わせください。

■障害認定申請に必要なもの
障害者手帳、療育手帳（障害年金1級～2級を受給している方は年金証書）など

※状況によっては本人と世帯主の所得や収入、現在加入している健康保険の保険料額をお訊ねすることができます。

問 住民生活課 住民班

障害者手帳をお持ちの方が受けられるサービス

- ・障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）で受けられるサービスには次のもの等があります。
- 公共料金の減免等
- ・N H K 放送受信料の減免
- ・携帯電話の基本使用料金等の割引
- 交通機関の割引
- ・鉄道運賃、有料道路通行料金の割引
- ・ふるさとバス乗車料金免除
- 税金の控除等
- ・住民税、所得税の障害者控除

・前年の合計所得金額が135万円以下の方の個人住民税非課税

○生活サービス

- ・自動車税、軽自動車税減免
- ・緊急通報システムの設置
- ・補装具の購入費用の助成
- ・日常生活用具の給付・貸与
- ・住宅の改修費用の助成
- ・福祉車両の購入・改造費用の助成
- ・難聴児補聴器の購入費助成
- ・障害者等用駐車区画利用証の発行

要介護認定者の障害者控除及び特別障害者控除について

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の高齢者で要介護1～5に認定されている方のうち、一定の要件に当てはまる方については、「障害者控除対象者認定書」の交付対象となる場合があります。

所得税及び住民税（町県民税）を申告する際に、この認定書を提示することで障害者手帳の交付を受けていなくても、認定された本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除）の適用を受けることができます。

問 健康福祉課 福祉班

「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができるので、詳しく述べてお問い合わせください。

問 健康福祉課 福祉班

一部、障害者手帳が無くても利用できる制度があります。各サービス、制度の利用には手帳の等級や世帯収入等の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、さまざまな困難に直面した方々が生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付することとなりました。

■対象者

①基準日（令和3年12月10日）

において、古座川町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②古座川町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、上記①と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②いずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

〈例〉子（課税）に扶養されている両親（非課税）の世帯。

※右記の書類以外にも、追加

対象者①の方について

2月上旬に役場より「確認書」が郵送されていますので

必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。

対象者②の方について

申請書及び次の必要書類を準備の上、住民生活課まで申請してください。（3月7日より受付開始です）

○簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】

○「令和3年中の収入の見込額」または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し

○申請・請求者の本人確認書類

○申請・請求者の世帯の状況を確認できる住民票

○受取口座を確認できる書類のコピー

※申請書・申立書については、役場、保健福祉センター、各出張所に置いています。ホームページからもダウンロードできます。

※右記の書類以外にも、追加

■申請方法

で書類の提出をお願いすることがあります。詳しくはお問い合わせ下さい。

■給付時期

第1回目の振込は、令和4年2月28日の予定です。以降は申請受付後2～3週間後に支給となります。

ご注意ください！

自宅に給付金をかたつた不審な電話や郵便物があった場合は、警察署又は警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

役場が次のことを行うこととは絶対にありません。

・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること

・受給にあたり、手数料の振込を求める

・メールを送り、URLをクリックして申請手続を求めること

・金融機関口座の暗証番号をお聞きすること

お聞きすること

問 住民生活課 住民班

建物の解体について

建物の解体工事を行う時は、面積に応じて事前に建設リサイクル法や建築基準法に基づいた届出が必要になる場合があります。事前にご相談ください。

問 建設課 建築水道班

町税等の納期限

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第9期	
介護保険料	第12期	令和4年3月31日
後期高齢者医療保険料	第9期	

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。

問 住民生活課 税務班



般国道42号串本太地道路起工式

12月25日、串本太地道路（延長18.4km）の起工式が那智勝浦町体育文化会館にて開催されました。串本太地道路は、紀伊半島一周となる幹線道路として、南海トラフ地震等の災害時の交通確保、救急医療活動の支援及び広域周遊観光の支援を目的とした自動車専用道路です。用地買収や調査設計が進められていましたが、12月中旬より太地IC（仮称）の工事が着手されました。

国、和歌山県、関係市町村等と協力し、1日も早い完成に向けて取り組んでいきます。



式典の様子



和 歌山県農林水産業賞を受賞

農林水産業の振興や農山漁村の活性化に優れた功績を収めた個人や団体を表彰する「和歌山県農林水産業賞」を、宮野佐代次さんが受賞されました。

宮野さんは、全国初のサカキ種による品種登録出願や、県林業試験場と共同でサカキの新たな農薬の現地実証試験を行う等、農林業の発展と振興に取り組んでおられます。県庁正庁で行われた授賞式では、仁坂吉伸知事から表彰状と盾が贈られました。



受賞おめでとうございます



員向け手話講座を実施

昨年に引き続き、聴覚障害者への理解を深めるため、古座川町手話言語条例に基づく職員研修を実施しました。実際にろう（聞こえない）講師を招き、聞こえないとはどういうことかや、日常生活での困りごとや窓口対応について学びました。

※聴覚障害者は口の動きを読み取るので、講師がマスクを外す場面もありましたが、職員と距離をとり換気を行いながら講義を行いました。※本研修は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていた令和3年11月下旬に実施しました。



ろう講師の研修を受ける職員

町の取り組み・出来事



WEST EXPRESS 銀河 最終運行

12月22日、古座駅において、高池保育所・三尾川へき地保育所の園児が、JR西日本が運営する長距離列車「WEST EXPRESS 銀河」の最終運行を見送りました。

銀河は、昨年7月から12月にかけ、京都駅～新宮駅間を41往復運行しました。園児は「わかやまにまたきてね」と思いを込めて、元気いっぱい銀河を見送りました。



手作りのメッセージで銀河を見送り



高

齢者叙勲（旭日単光章）受章

長年にわたる町議会議員としての功績により、三宅安美さんが、地方自治功労で高齢者叙勲（旭日単光章）を受章されました。

三宅さんは昭和55年に町議会議員に初当選し、平成12年の退任まで4期16年にわたり在職し、町政の発展と地方自治の進展に大きく貢献されました。平成12年3月からは議会議長として民主的な議会運営に徹し、その卓越した識見と優れた指導力で、町議会の資質の向上発展にも尽力し、地方自治の振興に大きく寄与されました。



受章おめでとうございます

年

末警戒を実施

古座川町消防団は、年末に増加傾向にある火災や犯罪事件等の抑止を目的に、12月29日と30日に年末警戒を実施しました。

初日には、役場本庁において「年末警戒出発式」を執り行い、町長、古座消防署長、警察署員より激励の言葉をいただきました。

出発式に参加した団員は地域住民の安全・安心を守る使命感を胸に、団長の号令により巡回に出発しました。



消防車両による啓発活動を実施

町の取り組み・出来事

令

和4年古座川町消防団出初式を開催

1月9日、樫原団長以下31名の団員が参加し、出初式が執り行われました。例年では、式典、分列行進、河川敷での一斉放水が恒例行事とされていますが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、規模を縮小し町民体育館にて式典のみを執り行いました。

式典は引地明神分団長の指揮のもと執り行われ、表彰では団員へ各種表彰状の贈呈が行われました。樫原団長は、火災だけでなく豪雨災害や地震災害等の自然災害が多く発生している状況のなかで、我々消防団員は住民の生命と財産を守るために常日頃から危機意識をもって、消防・防災の知識と技術を練磨し、不測の災禍にも万全の体制で臨むことを期待しますと訓示を述べられ、団員は真剣な面持ちで聞き入っていました。表彰を受けられた方は次のとおりです。（敬称略）

◆和歌山県消防協会総裁表彰（勤続20年表彰）

高池分団 洞 明士

◆東牟婁地域消防協会長表彰

高池分団	日下 健
七川分団	東 英樹
高池分団	後口 チャンベン
高池分団	杉尾 美香
七川分団	尾崎 麻理子

◆古座川町消防団長表彰

七川分団	前田 啓太
七川分団	下山 隆正
七川分団	山崎 貴洋



表彰、団長による訓示の様子



「日本人はなぜキツネにだまされなくなったのか？」立教大教授の内山節氏の著書のタイトルである。皆さんはどのように考えるだろうか？

内山氏はその原因を歴史観の変化に見出している。人々は、感覚的な歴史観の下で、指先や肌に残る身体的な記憶を受け継いでいた。この身体的な記憶は、「ある環境との関わりの中で形成された主観」による産物となる。その曖昧で主観的な世界では、キツネに化かされるという体験も、世界を構成する多くの主観の一つとして許容されることが可能だった。

しかし中央集権を進める過程で、感覚的な歴史が統制の邪魔者となり、制度的な史実のみが伝えられる世界になってしまった。その結果、“キツネにだまされる能力”を人が失ってしまったという。

さて、古座川ではどうだろうか？山に囲まれた古座川では、自然に対する感覚的な記憶が良

03：キツネにばかされるために



北大札幌キャンパスに住むキツネの家族

く蓄積されると感じる。その主観を大切にしていれば、私達は再び、キツネにだまされることが出来るかもしれない。

[修士課程院生 井口]

北海道大学 和歌山研究林
古座川町平井 0735-77-0321



@Web

地域おこし協力隊通信

七川の冬は寒いです。雪が積もった日に散歩に出かけました。いつも見る景色が一夜にして真っ白になる。圧巻でした。「奥行ったら30cmは積もっとんちゃうか？」と近所のおっちゃん。子供の頃から聞くセリフですが、いまだにワクワクします。年に2、3回の雪ですから、今日を楽しまないと明日には見れなくなってしまいます。気づけば3時間歩き回っていました。

春は桜、夏は川に潜る、秋はじわじわ変化する紅葉を、冬は雪にココロ踊らされて、薪ストーブで温まる。一年中楽しませてもらっています。自然の中で暮らすって、自然に変化してくれるものなので飽きないんですね。奥地であるほど、その変化は大きい気がします。せっかくの七川暮らし、だからこそその楽しみ方をこれからも見つけていきます。

七川ふるさとづくり協議会
谷井 麻美 さん



今は春に向けて準備中。夏目商店の2階を改装中です。みんなで桜を見れるようにします。お楽しみに！！

雪景色の七川地区
にて撮影 →



事業紹介「食育教室」

12月15日、食生活改善推進協議会では、明神小学校を訪問し、感染症対策に配慮しながら、食育教室を実施しました。

「バナナうんち（いいいうんち）」を出す方法を、歌とダンスを交えて楽しく解説したり、栄養バランスを考えながら食事を選ぶ学習を行いました。食材を三色食品群に分ける作業では、子どもたちは頭を悩ませながらも正しく分けられました。

この三色食品群は、栄養素の働きから3つの食品グループに分けるもので、食事のバランスを考える簡単な方法となるので覚えておくと便利です。

赤 体をつくるもとになる 肉、魚、卵、牛乳、乳製品、豆など

黄 エネルギーのもとになる 米、パン、めん類、いも類、油、砂糖など

緑 体の調子を整えるもとになる 野菜、果物、きのこ類など



食推では今後も、子どもから大人まで、幅広い方々の食を育む活動を推進します。



古座川町健康づくりイメージ
キャラクター『あゆみちゃん』

廣西先生の 健 康寄席



第三十回 「瞑想のススメ」

私が子供の頃、テレビアニメで「一休さん」が放映されていました。再放送も何度もされているのでご覧になった方も多いかと思います。実際の一休さんは臨済宗（禅の宗派のひとつ）の僧侶で、後小松天皇の皇胤だと言われており、実際一休さんのお墓は宮内庁が管理しているそうです。アニメの一休さんは足を組んで座り、トンチを考えますが、一休さんは禅のお坊さんですので、ホントに足を組んで瞑想されていたはずです。瞑想にもいろいろなやり方があり、一休さんの臨済宗では公案という問い合わせをお師匠さんからもらって、ひたすらその答えを考えるそうです。「両手を叩くと音が出ます。では片手ではどんな音が出るでしょう？」とか、「犬に仏様の性質がありますか？」とか、私たち一般人にはなかなか答えにくい問題が出るそうです。座禅とか瞑想というと僧侶の方が厳しい修行をされているイメージと重なり、一般人には縁遠いと思っておられるかもしれません。が、実は我々にも実践できるやり方で、いろいろ

な効果がある方法が紹介されるようになり、日本だけでなく世界中で注目されているのをご存知でしょうか？医療の世界では、マインドフルネスといって、瞑想から宗教的なところを切り離して、瞑想する方法が開発され、医学雑誌にもたくさん論文が紹介されるようになり、世界的な大企業で実践されています。またマインドフルネスに関する論文は年々増えてきており、不安、ストレス、うつ、痛みなどを軽くすることが報告されています。ごくかいつまんで言うと、呼吸によるリラックスと、いま、ここにある体験とこころの動きをとらわれなくよく観察すること、あるいは雑念をぼんやりと流していくのではなく、何かを考えている自分を「あっ、考えているな」とちょっと距離を取って眺めるのだそうです。最近はお寺さんで一般の人を対象に座禅会をやっていたり、インターネットでの瞑想会なんもあるようなので、興味のあるかたはやってみてはどうでしょうか？

【健康福祉課 福祉班】

